

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第112条の2第2項第2号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関等の名称
コベルコ教習所株式会社（兵庫県明石市大久保町八木740番地）
- 2 登録、失効等の事由の別
法人の代表者の交代による法人の代表者の氏名の変更
変更前 丹波谷 至邦
変更後 澤 乃里子
- 3 代表者の氏名
澤 乃里子
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等
事務所の名称
コベルコ教習所株式会社 宇都宮教習センター
所在地
栃木県宇都宮市今宮4丁目18番9号
- 5 行うことができる技能講習
栃基登第139号 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
栃基登第140号 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
栃基登第141号 小型移動式クレーン運転技能講習
栃基登第142号 玉掛け技能講習
栃基登第143号 フォークリフト運転技能講習
栃基登第144号 ガス溶接技能講習
栃基登第166号 高所作業車運転技能講習
栃基登第177号 床上操作式クレーン運転技能講習
栃基登第234号 はい作業主任者技能講習
- 6 登録、失効等の事由の発生日
令和7年6月27日

栃木労働局長

